

自賠責保険の特徴

1. 強制保険

- 自賠法により4輪だけでなく、2輪や原付も加入義務あり。
- 保険会社にも契約引受義務あり。
- 加入／引受しないと罰則あり。



3. 車検制度とのリンク

- 自賠責保険の付保期間を車検期間とリンクさせ、無保険自動車が発生しないような仕組みとしている。
- 有効期限切れの場合の罰則
1年以下の懲役または50万円以下の罰金
違反点数 6点 → 免許停止処分等

2. 対人賠償のみが対象

- 被害者救済が目的なので、人身事故による対人賠償だけが保険金の支払い対象。



4. 無過失責任に近い責任

- 加害者が3つの条件をすべて証明できない限り責任を負う。
 - ・くるまの運行に関し注意を怠らなかったこと。
 - ・被害者または第3者(運転者除く)に故意または過失があったこと。
 - ・自動車に構造上の欠陥または機能の障害がなかったこと。

自賠責保険の特徴

5. 支払限度額がある …… 法定の「支払基準」に明記

■一事故における被害者一人に対するてん補限度額がある。

損害の種類	損害の範囲	支払限度額
ケガによる損害	治療関係費、休業損害、慰謝料	120万円
後遺障害による損害	逸失利益、慰謝料	75万円～4,000万円 (注)
死亡による損害	葬儀費、逸失利益、慰謝料	3,000万円

(注) 後遺障害の等級・程度により異なる。

6. 被害者に重大な過失がある場合のみ減額される

減額適用上の被害者の過失割合	減額割合	
	後遺障害又は死亡に係るもの	傷害に係るもの
7割未満	減額なし	減額なし
7割以上8割未満	2割減額	2割減額
8割以上9割未満	3割減額	
9割以上10割未満	5割減額	

被害者の過失割合10割(100%)の場合は？

⇒自賠責保険は被害者救済を目的とした保険ですが、被害者の過失割合が100%の場合は、**自賠責保険から補償されない**ので注意！

自賠責保険の特徴

7. ノーロス・ノープロフィット

■被害者救済を目的とした社会保障的な性格を有する保険なので、保険料に利潤は含まれていない。



8. 自賠責保険で補償されない事故については、政府の保障事業でカバーされる

■ひき逃げ等加害者が特定できない場合や、盗難車の運行による事故や法律違反により自賠責保険を付保していないくるまによる事故の場合など、自賠責保険で補償されないケースに備え、政府は自賠法に基づき補償事業を行って上記のような被害者を救済している。

- ・ 無保険車の運行による事故の場合
- ・ ひき逃げの場合
- ・ 盗難車の運行による事故の場合



■ 自転車事故に備える保険

自転車事故による損害賠償責任に備える保険があります。ただ、自動車事故への備えと異なるのは、被害者救済のための強制保険（自賠責保険）がないことです。ではどのような保険に入っておけばよいのでしょうか？

	自動車事故	自転車事故
損害賠償に備える保険（強制加入）	自賠責保険	×
損害賠償に備える保険（任意加入）	任意の自動車保険	個人賠償責任保険など

自転車事故による損害賠償責任は「個人賠償責任保険」で、また、自分自身のケガは「傷害保険」でそれぞれ補償されます。加入している保険の補償内容をご確認ください。

自転車事故に備えるための保険

保険の種類	対 象	事故の相手		自 分
		生命・からだ	財産（モノ）	生命・からだ
個人賠償責任保険		○	○	×
傷 害 保 険		×	×	○

●個人賠償責任保険や傷害保険では、自転車事故のほか日常生活における事故も補償対象となります。

例

個人賠償責任保険…買い物中に商品を壊した、飼い犬が他人に噛みついてケガをさせた

傷 害 保 険…スポーツ中にケガをした、階段で転んでケガをした

●傷害保険には、交通事故によるケガのみを補償するタイプもあります。

●業務で自転車を使用中に起こした事故は個人賠償責任保険では補償されません。事業主が事業者用の賠償責任保険に加入する必要がありますので、ご注意ください。